

瀬戸市告示第12号



瀬戸市議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月10日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和2年2月18日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 1 号 議 案	瀬戸市クラウドファンディング活用事業支援 基金条例の制定について……………	1
第 2 号 議 案	瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部改正について……………	3
第 3 号 議 案	瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部改正について……………	5
第 4 号 議 案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 について……………	8
第 5 号 議 案	瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例 の一部改正について……………	1 1
第 6 号 議 案	瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一 部改正について……………	1 5
第 7 号 議 案	瀬戸市障害者手当支給条例の廃止について……………	1 7
第 8 号 議 案	瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一 部改正について……………	1 8
第 9 号 議 案	瀬戸市保育所条例の一部改正について……………	5 0
第 1 0 号 議 案	財産の貸付けについて……………	5 2
第 1 1 号 議 案	財産の無償貸付について……………	5 4
第 1 2 号 議 案	瀬戸市中小企業振興基本条例の制定について……………	5 6
第 1 3 号 議 案	瀬戸市森林環境譲与税基金条例の制定につい て……………	6 5
第 1 4 号 議 案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について……………	6 7
第 1 5 号 議 案	名古屋都市計画品野中部地区計画の区域内に	

	おける建築物の制限に関する条例の制定につ いて……………	7 6
第 1 6 号議案	瀬戸市駐車場条例の一部改正について……………	8 3
第 1 7 号議案	市道路線の認定について……………	8 5
第 1 8 号議案	瀬戸市水道事業の設置等に関する条例の一部 改正について……………	8 7
第 1 9 号議案	令和元年度瀬戸市一般会計補正予算（第 8 号 ）……………	別冊
第 2 0 号議案	令和元年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 2 号）……………	別冊
第 2 1 号議案	令和元年度瀬戸市下水道事業特別会計補正予 算（第 2 号）……………	別冊
第 2 2 号議案	令和元年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正 予算（第 2 号）……………	別冊
第 2 3 号議案	令和元年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第 5 号）……………	別冊
第 2 4 号議案	令和元年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第 2 号）……………	別冊
第 2 5 号議案	令和 2 年度瀬戸市一般会計予算……………	別冊
第 2 6 号議案	令和 2 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 予算……………	別冊
第 2 7 号議案	令和 2 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計予算……………	別冊
第 2 8 号議案	令和 2 年度瀬戸市介護保険事業特別会計予算……………	別冊
第 2 9 号議案	令和 2 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計予 算……………	別冊

第 3 0 号議案	令和 2 年度瀬戸市水道事業会計予算	別冊
第 3 1 号議案	令和 2 年度瀬戸市下水道事業会計予算	別冊
報告第 1 号	専決処分の報告について	別紙
報告第 2 号	専決処分の報告について	別紙

2年市長提出第1号議案

瀬戸市クラウドファンディング活用事業支援基金条例の制定について

瀬戸市クラウドファンディング活用事業支援基金条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市クラウドファンディング活用事業支援基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、民間事業者がクラウドファンディングを活用して実施するまちづくりの推進に資する事業を支援するため、瀬戸市クラウドファンディング活用事業支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、毎会計年度予算の定めるところによる。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、民間事業者がクラウドファンディングを活用して実施するまちづくりの推進に資する事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、民間事業者がクラウドファンディングを活用して実施するまちづくりの推進に資する事業を支援するため、瀬戸市クラウドファンディング活用事業支援基金を設置するに当たり、基金の管理に関する手続等を定めるため必要があるからである。

2年市長提出第2号議案

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年瀬戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)から(4)まで <省略> <u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u>	(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)から(4)まで <省略>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以

下「法」という。)の一部改正に伴い、法第22条の2第1項第2号に規定する職員(フルタイム会計年度任用職員)の公務災害補償等について規定するに当たり、瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第3号議案

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年瀬戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

(1)から(4)まで <省略>	(1)から(4)まで <省略>
3 <省略>	3 <省略>

第2条 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償

及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（理由）

この案を提出するのは、令和元年8月7日付けの人事院勧告の内容等を考慮し、瀬戸市議会の議員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第4号議案

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u> 」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された

期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(理 由)

この案を提出するのは、令和元年8月7日付けの人事院勧告の内容等を考慮し、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、特別職の職員の給与に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第5号議案

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年瀬戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、<u>第19条の規定により敷金を納付し、かつ、契約書を提出して入居の手続をしなければならない。</u></p> <p>2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に<u>同項</u>に定める手続をしなければならない。</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、<u>次に掲げる手続をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する契約書を提出すること。</u></p> <p>(2) <u>第19条の規定により敷金を納付すること。</u></p> <p>2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に<u>同項各号</u>に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 <u>市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることが</u></p>

<p>3 <省略></p>	<p>できる。</p>
<p>4 <省略></p>	<p>4 <省略></p>
<p>5 <省略></p>	<p>5 <省略></p>
<p>5 <省略> (家賃の納付)</p>	<p>6 <省略> (家賃の納付)</p>
<p>第17条 市長は、入居者から第11条第4項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第29条第1項又は第34条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第39条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。</p>	<p>第17条 市長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第29条第1項又は第34条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第39条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。</p>
<p>2から4まで <省略> (敷金)</p>	<p>2から4まで <省略> (敷金)</p>
<p>第19条 <省略></p>	<p>第19条 <省略></p>
<p>2 <省略></p>	<p>2 <省略></p>
<p>3 <u>入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。</u></p>	<p>3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃又は損害賠償金</u>があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p>
<p>4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金</u>があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p>	<p>3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃又は損害賠償金</u>があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p>
<p>5 <省略> (修繕費用の負担)</p>	<p>4 <省略></p>
<p>第19条の2 <u>市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入</u></p>	<p>4 <省略></p>

居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とする。

2 入居者の責に帰すべき事由によって市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担)

第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) <省略>

(2) <省略>

(3) <省略>

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(住宅の明渡請求)

第39条 <省略>

2 <省略>

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明

(入居者の費用負担)

第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) ふすまの張り替え、ガラスのはめ替え及び畳、建具その他附属器具の修繕に要する費用

(2) <省略>

(3) <省略>

(4) <省略>

(5) その他市営住宅の使用上当然入居者が負担しなければならない費用

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市が費用を負担すべき部分の修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(住宅の明渡請求)

第39条 <省略>

2 <省略>

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅

<p>渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 <省略></p>	<p>の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 <省略></p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後の市営住宅の入居の手続について適用し、同日前の市営住宅の入居の手続については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、民法（明治29年法律第89号）の一部改正等に伴い、瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

2 年市長提出第 6 号議案

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 1 8 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 5 1 年瀬戸市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第 2 条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第 5 条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 市長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（法第 3 0 条の 4 5 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記載（<u>法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）</u>をもって調製する住民票にあ</p>	<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第 2 条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第 5 条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 市長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（法第 3 0 条の 4 5 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合せたもの（以下「氏名の片仮名表記等」という。）で表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑</p>

<p>つては、記録。以下同じ。)がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもの(以下「氏名の片仮名表記等」という。)で表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)から(6)まで <省略></p> <p>2 <省略></p>	<p>を登録することができる。</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)から(6)まで <省略></p> <p>2 <省略></p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行により、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図ること等に伴い、瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第7号議案

瀬戸市障害者手当支給条例の廃止について

瀬戸市障害者手当支給条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市障害者手当支給条例を廃止する条例

瀬戸市障害者手当支給条例（昭和45年瀬戸市条例第14号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 瀬戸市障害者手当支給条例第12条の規定による不正利得の返還に関しては、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市障害者手当支給制度を廃止するに当たり、瀬戸市障害者手当支給条例を廃止するため必要があるからである。

2年市長提出第8号議案

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年瀬戸市条例第25号）の一部を次のように改正
する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(8)まで <省略> (9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定</u> をいう。 (10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定保護者</u> をいう。 (11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定子ども</u> をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(8)まで <省略> (9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する <u>支給認定</u> をいう。 (10) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する <u>支給認定保護者</u> をいう。 (11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する <u>支給認定子ども</u> をいう。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

(17) <省略>

(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。

(19) <省略>

(20) <省略>

(21) <省略>

(22) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保

(12) <省略>

(13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。

(14) <省略>

(15) <省略>

(16) <省略>

(17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わ

<p>護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(23) <省略></p> <p>(24) <省略></p> <p>(25) <省略></p> <p>(26) <省略></p> <p>(27) <省略></p> <p>(28) <省略></p> <p>(29) <省略></p> <p>(一般原則)</p>	<p>り特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(18) <省略></p> <p>(19) <省略></p> <p>(20) <省略></p> <p>(21) <省略></p> <p>(22) <省略></p> <p>(23) <省略></p> <p>(24) <省略></p> <p>(一般原則)</p>
<p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、<u>良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u></p> <p>2から4まで <省略></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、<u>良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u></p> <p>2から4まで <省略></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>
<p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2から6まで <省略></p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2から6まで <省略></p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付</u></p>	<p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u></p>

<p>認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	<p>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設を設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設を設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>支給認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p>	<p>4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p>
<p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教</u></p>	<p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支</u></p>

育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるよう努めなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 <省略>

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速

給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるよう努めなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 <省略>

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給

やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) <省略>

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小

(1)及び(2) <省略>

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども
(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども
(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) <省略>

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法

(4) <省略>

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法

<p><u>第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>	<p><u>第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者</u>に対し、当該<u>支給認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p>
<p>第16条 <省略></p>	<p>第16条 <省略></p>
<p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p>
<p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>又は当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p>	<p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども</u>又は<u>その保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p>
<p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合</p>	<p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要</p>

その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)から(11)まで <省略>

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)から(11)まで <省略>

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

<p>3 <省略> (<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教</p>	<p>3 <省略> (<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教</p>
---	---

育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 <省略>

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 <省略>

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設

育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 <省略>

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 <省略>

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設

の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 <省略>

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 <省略>

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 <省略>

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 <省略>

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) <省略>

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4)及び(5) <省略>

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1

の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 <省略>

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 <省略>

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 <省略>

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 <省略>

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) <省略>

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4)及び(5) <省略>

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1

項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中

項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学

・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号」とあるのは「同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 <省略>

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程

校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。））」とあるのは「除く。））」とする。

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

2 <省略>

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運

<p>の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p><u>営についての重要事項に関する規程</u>の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>
<p>2 <省略> (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>2 <省略> (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	<p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>支給認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p>	<p>3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p>
<p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第4</p>

合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるよう努めるものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 <省略>

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な

2条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるよう努めるものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 <省略>

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な

提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げ

な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

る事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

<p>6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、<u>第1項本文の規定にかかわらず</u>、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p>	<p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p>
<p>7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。<u>次項において「保育所型事業所内保育事業」という。</u>）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>
<p>8 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p>	
<p>9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設</p>

、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。))をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるもの

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

とする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)から(11)まで <省略>

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 <省略>

(記録の整備)

第49条 <省略>

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) <省略>

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)から(11)まで <省略>

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 <省略>

(記録の整備)

第49条 <省略>

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) <省略>

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4)及び(5) <省略>

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下)」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該

(4)及び(5) <省略>

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特別利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該

特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

もに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) 」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、 」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支

育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

(特定保育所に関する特例)

給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附 則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。））を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 <省略>

第3条 削除

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）」をいう。））」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額）」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 <省略>

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」と

あるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した

<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 <u>特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p><u>費用の額)</u>とあるのは「<u>法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額</u>」と、「<u>同項第3号</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>」とする。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 <u>特定地域型保育事業者</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第9号議案

瀬戸市保育所条例の一部改正について

瀬戸市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市保育所条例の一部を改正する条例

瀬戸市保育所条例（昭和47年瀬戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
<省略>		<省略>	
古瀬戸保育園	瀬戸市西拝戸町16番地の2	古瀬戸保育園	瀬戸市西拝戸町16番地の2
		今村保育園	瀬戸市市場町50番地
<省略>		<省略>	
幡山南保育園	瀬戸市東菱野町142番地	幡山南保育園	瀬戸市東菱野町142番地
		品野東保育園	瀬戸市上品野町1番地の20
品野西保育園	瀬戸市品野町6丁目183番地	品野西保育園	瀬戸市品野町6丁目183番地
		品野南保育園	瀬戸市品野町3丁目433番地の5
<省略>		<省略>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、現在休園中の保育所を廃園するに当たり、瀬戸

市保育所条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第10号議案

財産の貸付けについて

次のとおり財産を無償で、又は減額して貸し付けるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 無償貸付をする財産

土地

所在地 瀬戸市南山町1丁目152番2 外5筆

合計面積 1,984.98平方メートル

2 減額貸付をする財産

建物

名称 アートチャイルドケア瀬戸南山保育園

所在地 瀬戸市南山町1丁目152番地の2

構造 鉄筋コンクリート造2階建て

延べ床面積 999.6平方メートル

内訳

本館（977.05平方メートル）、屋外倉庫（19.21平方メートル）、ごみ置場（3.34平方メートル）

貸付料 月額180,000円

3 貸付けの目的 民間事業者が引き続き保育事業を実施するため

4 貸付けの相手 大阪府大東市泉町2丁目14番11号

方 アートチャイルドケア株式会社

代表取締役 村田省三

5 貸付期間

- (1) 土地 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 建物 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、アートチャイルドケア瀬戸南山保育園の保育事業を引き続き民間事業者が実施することに伴い、その土地を無償で、及びその建物の貸付料を減額して貸し付けるに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めするため必要があるからである。

2年市長提出第11号議案

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付けるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 無償貸付をする財産

(1) 土地

所在地 瀬戸市春雨町4番、瀬戸市春雨町22番4 外6筆

合計面積 4,403.29平方メートル

(2) 建物

名称 東保育園

所在地 瀬戸市春雨町4番地

構造 鉄筋コンクリート造2階建て

延べ床面積 872.42平方メートル

内訳

本館（849.70平方メートル）、屋外便所及び
倉庫（22.72平方メートル）

2 貸付けの目的 民間事業者が引き続き保育事業を実施するため

3 貸付けの相手 名古屋市東区泉一丁目21番27号 泉ファースト
方 スクエア5F

株式会社トットメイト

代表取締役 堺沢玲子

4 貸付期間

(1) 土地 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 建物 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(理 由)

この案を提出するのは、東保育園の保育事業を引き続き民間事業者が実施することに伴い、その土地及び建物を無償で貸し付けるに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第12号議案

瀬戸市中小企業振興基本条例の制定について

瀬戸市中小企業振興基本条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市中小企業振興基本条例

わたしたちのまちは、千年以上の歴史と伝統を有するやきものの産地として栄え、戦後は陶磁器製造の技術を応用し、様々な工業製品を供給するとともに、多種多様な企業が立地する工業都市として発展してきました。その中でも、小規模企業を始めとする中小企業は、市内企業の大半を占めるなど、地域の産業及び経済の基盤を形成し、市民生活を支える重要な担い手として、まちづくりに貢献してきました。

一方、少子高齢化による労働人口の減少や後継者不足、国際化に伴う企業間競争の激化、情報通信技術の高度化など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような時代において、中小企業が持続的な発展をしていくためには、自らの創意工夫のもと、主体的に経営の改善及び向上を図っていく必要があります。また、地域経済に携わる全ての者が、中小企業の果たす役割とその重要性についての認識を共有し、相互の連携を深め、一体となって中小企業を支えていかなければなりません。

わたしたちは、地域経済に携わる全ての総力を結集し、地域全体で中小企業の振興に取り組むため、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念及び基本となる事項を定め、市の責

務、中小企業者の努力等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進することにより、地域産業の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産業 地場産業、伝統的工芸品産業その他の市内のすべての産業をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業者のうち、法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく商工会議所であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (6) 中小企業団体 事業協同組合、商店街連合会、観光協会その他の中小企業を支援する事業を行う団体及び法人（商工会議所、金融機関及び支援機関を除く。）で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (7) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫その他の金融業を営む者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (8) 支援機関 国又は愛知県（以下「県」という。）が所管する中小企

業の支援に取り組む公的な機関で県内に事務所を有する法人及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第32条第1項に規定する認定経営革新等支援機関で市内に事務所を有するものをいう。

- (9) 大学等 県内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。
- (10) 研究機関 県内に所在する国、県等が所管する試験研究機関をいう。
- (11) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の自主的な努力を基本とし、経営の改善及び向上が図られること。
- (2) 中小企業者が、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- (3) 中小企業者、大企業者、商工会議所、中小企業団体、金融機関、支援機関、大学等、研究機関、国、県及び市が相互に連携するとともに、市民の協力を得ること。

（市の責務）

第4条 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者の実態の把握に努めるとともに、経済的又は社会的環境の変化による影響が特に大きい小規模企業者に配慮し、事業を着実に運営できるよう必要な環境を整えるものとする。

3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、国、県その他の関係機関との連携を図るものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的又は社会的環境の変化に対して自らの創意工夫のもと、新たな事業の展開、販路の開拓に取り組む等、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域産業の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員の福利厚生の実充及び従業員の生活と仕事の調和に努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献する等、地域社会と協働することで地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、商工会議所及び中小企業団体、支援機関等を積極的に活用し、経営等に関わる情報収集に努めるとともに、中小企業者相互の交流に努めるものとする。

5 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業者の努力)

第6条 小規模企業者は、地域の特色を生かした事業活動に取り組むとともに、他の小規模企業者及び多様な主体との連携を推進し、自主的かつ創造的に技術の向上を図り、円滑かつ着実な事業の運営に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、中小企業者の発展に配慮するよう努めるとともに、

中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。

- 2 大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(商工会議所の役割)

第8条 商工会議所は、中小企業者の経営の発達、改善及び革新のための取組を積極的に行うものとする。

- 2 商工会議所は、中小企業者の実態を把握するとともに、他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

- 3 商工会議所は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第9条 中小企業団体は、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上に取り組むよう努めるものとする。

- 2 中小企業団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、中小企業者に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を通じて、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第11条 支援機関は、専門性の高い支援を通じて、中小企業者の経営力の強化に努めるものとする。

2 支援機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第12条 大学等は、人材の育成及び学生への中小企業者の情報提供を通じて、中小企業の発展に寄与するよう努めるものとする。

2 大学等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(研究機関の役割)

第13条 研究機関は、研究開発及びその成果の普及を通じて、中小企業の発展に寄与するよう努めるものとする。

2 研究機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第14条 市民は、中小企業の振興が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与していることについての理解を深め、中小企業者の持続的な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第15条 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 中小企業者の経営基盤の強化及び健全な発展の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の成長分野への進出及び販路拡大の促進を図ること。
- (3) 中小企業者の企業間連携及び産学官連携の促進を図ること。
- (4) 中小企業者の創業の促進を図ること。
- (5) 中小企業者の人材の確保及び育成の支援を図ること。
- (6) 中小企業者の円滑な事業承継及び技術継承の支援を図ること。

- (7) 中小企業者の災害時における事業継続の支援を図ること。
- (8) 中小企業者の発展のための積極的な広報活動を図ること。
- (9) 市が発注する工事、物品購入、役務の提供等において、中小企業者の受注機会の確保を図ること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に寄与すること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、中小企業の振興に関し、基本理念及び基本となる事項を定め、市の責務、中小企業者の努力等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進するため必要があるからである。

瀬戸市中小企業振興基本条例案要綱

この条例は、中小企業の振興に関し、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 基本理念について

中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないことを規定するもの。（第3条関係）

- 1 中小企業者の自主的な努力を基本とし、経営の改善及び向上が図られること。
- 2 中小企業者が、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- 3 中小企業者、大企業者、商工会議所、中小企業団体、金融機関、支援機関、大学等、研究機関、国、県及び市が相互に連携するとともに、市民の協力を得ること。

第2 市の責務について

市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること、施策の策定及び実施に当たっては中小企業者の実態の把握に努めるとともに小規模企業者に配慮すること及び関係機関との連携を図ることを規定するもの。（第4条関係）

第3 中小企業者・小規模企業者の努力及び関係機関の役割について

市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めること等、中小企業者・小規模企業者の努力や関係機関の役割について規定するもの。（第5条から第13条関係）

第4 施策の基本方針について

市が中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、経営基盤の強化及び健全な発展の促進を図ること、成長分野へ

の進出及び販路拡大の促進を図ること等、10項目の基本方針を規定するもの。（第15条関係）

第5 その他

その他所要の事項を規定し、施行期日を令和2年4月1日とするもの。

2年市長提出第13号議案

瀬戸市森林環境譲与税基金条例の制定について

瀬戸市森林環境譲与税基金条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市森林環境譲与税基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、瀬戸市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、毎会計年度予算の定めるところによる。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てる場合に関り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、森林環境譲与税が創設されたことに伴い、森林整備等の事業を実効的に進めるため瀬戸市森林環境譲与税基金を設置するに当たり、基金の管理に関する手続等を定めるため必要があるからである。

2年市長提出第14号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	金額		種類	金額	
<省略>			<省略>		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	その他の場合	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るもの	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	その他の場合	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの

	<省略>	<省略>
<省略>		

備考

1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合の金額の欄②中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 住宅の用途に供する共用の部分（以下「共用部分」という。）がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項に規定するその他の場合の金額の欄②中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

	<省略>	<省略>
<省略>		

備考

1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合の金額の欄②中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 住宅の用途に供する共用の部分（以下「共用部分」という。）がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項に規定するその他の場合の金額の欄②中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

3 都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項に規定するその他の場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

3 都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項に規定するその他の場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

アからカまで <省略>

(2) <省略>

5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

次に定める額

アからカまで <省略>

(2)及び(3) <省略>

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの
手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

アからカまで <省略>

(2)及び(3) <省略>

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの
手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

次に定める額

アからカまで <省略>

- (2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考8(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考8(1)アからカまでに定める額

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

- (2) 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るもの)の申請をする場合に限る。
)がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

- (3) <省略>

アからカまで <省略>

- (2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考7(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考7(1)アからカまでに定める額

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

- (2) 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第8条第1号イ(2)に定める基準に係るもの)の申請をする場合に限る。
)がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

- (3) <省略>

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項に規定する基準適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項に規定する基準適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

- (2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考11(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考11(1)アからカまでに定める額

12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)及びその他のものの項に規定する金額の欄(2)に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

- (2) 非住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。)
がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

- (3) <省略>

アからカまで <省略>

- (2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考9(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考9(1)アからカまでに定める額

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)及びその他のものの項に規定する金額の欄(2)に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

- (2) 非住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第8条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。)
がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

- (3) <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請するものについて適用し、施行日前に申請したものについては、なお従前の例による。

(理由)

この案を提出するのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正等に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第15号議案

名古屋都市計画品野中部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

名古屋都市計画品野中部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

名古屋都市計画品野中部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、名古屋都市計画品野中部地区計画の区域内における建築物に関する制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示する名古屋都市計画品野中部地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内において適用する。

(地区の区分及び名称)

第3条 この条例における地区の区分及び名称は、地区計画の計画図に表示するところによる。

(建築物の用途の制限)

第4条 第2条に規定する地区計画の区域内においては、別表に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物につ

いて、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前項の規定（当該規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築後又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項又は第3項及び法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の増築後の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

（建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置）

第5条 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合には、当該建築物又は当該敷地の全部について、前条の規定を適用する。

（公益上必要な建築物の特例）

第6条 市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、この条例の規定は、適用しない。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、名古屋都市計画品野中部地区計画に係る都市計画法第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

建築してはならない建築物	
1	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバ ッティング練習場
2	ホテル又は旅館
3	自動車教習所
4	畜舎（建築物に附属するもので床面積の合計が15平方メートルを超 えないものを除く。）
5	工場（陶磁器、ガラス、木材加工品その他これらに類するものの製造 を営むものを除く。）
6	危険物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条 の9の表に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供するもの（建築 物に附属するものを除く。）

（理 由）

この案を提出するのは、名古屋都市計画品野中部地区計画の区域内にお
ける良好な居住環境の保護のため、建築物の制限に関する条例を制定する
ため必要があるからである。

名古屋都市計画品野中部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案要綱

この条例は、名古屋都市計画品野中部地区計画の区域内における建築物の制限をするに当たり、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 適用区域、地区の区分及び名称について

この条例による適用区域は、名古屋都市計画品野中部地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内とし、地区の区分及び名称は、地区計画の計画図に表示するところによるもの。（第2条及び第3条関係）

第2 建築物の用途の制限について

地区計画の区域内に建築してはならない建築物について定めるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第2項に規定する建築物を一定の条件の範囲内において増築又は改築をする場合は、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず適用除外とするもの。（第4条関係）

第3 罰則について

建築物の用途の制限の規定に違反した場合における建築主等に対する罰則を定めるもの。（第8条及び第9条関係）

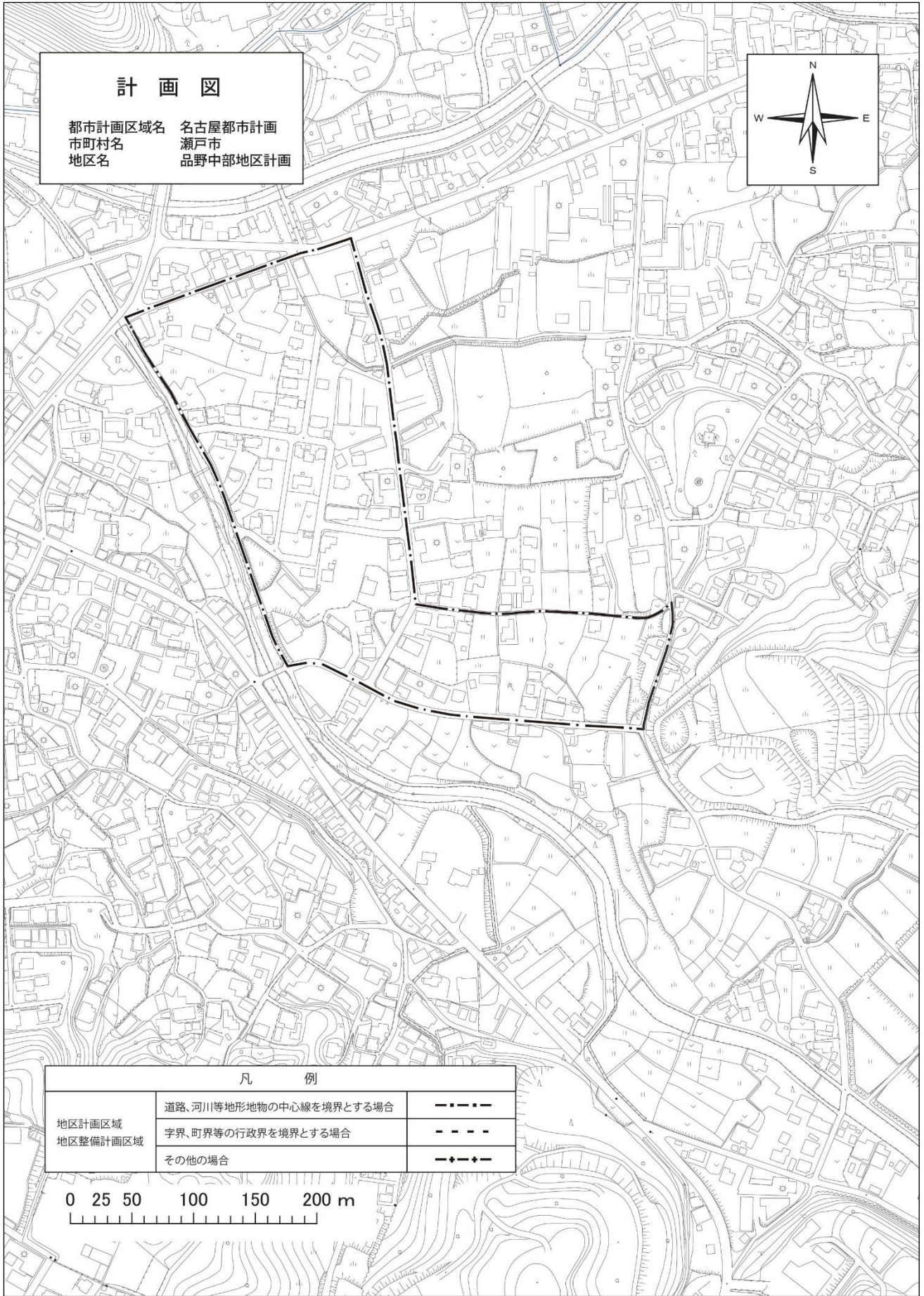
第4 その他

その他所要の事項を規定し、施行期日を名古屋都市計画品野中部地区計画に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく告示の日とするもの。

名古屋都市計画品野中部地区計画について

名 称	品野中部地区計画	
位 置	瀬戸市品野町7丁目の一部	
面 積	約6.8ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、本市の北東に位置し、古くからの窯元が残り、岩屋堂公園等の自然と調和した地域資源に近接した場所となっている。また、東海環状自動車道のせと品野インターチェンジの1km圏内に位置し、今後の住環境の変化が想定される。</p> <p>このため、本計画では、やきものの歴史や伝統を守りつつ、周辺の自然環境との調和に配慮した住宅地の形成と保全を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>住居の環境を保護しつつ、地区の生活利便施設等を配置することのできる土地利用を図るとともに、やきもの関連施設による歴史や伝統、文化の維持・継承を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限を定める。</p>

「区域は、計画図表示のとおり」

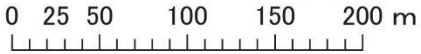


計 画 図

都市計画区域名 名古屋都市計画
 市町村名 瀬戸市
 地区名 品野中部地区計画



凡 例		
地区計画区域	道路、河川等地形地物の中心線を境界とする場合	- - - - -
地区整備計画区域	字界、町界等の行政界を境界とする場合	- - - - -
	その他の場合	- + - + -



2年市長提出第16号議案

瀬戸市駐車場条例の一部改正について

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例

瀬戸市駐車場条例（昭和48年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(回数駐車券の発行等)</p> <p>第6条の2 市長は、使用者の利便を図るため、回数駐車券を発行することができる。</p> <p><u>2 回数駐車券は、宮川駐車場、瀬戸市駅前駐車場、東横山駐車場及びパルティセと駐車場に限り使用することができる。</u></p> <p><u>3</u> <省略></p> <p>(料金の徴収)</p> <p>第6条の3 <省略></p> <p><u>(料金の不徴収)</u></p> <p>第6条の4 <u>次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車</u></p> <p>(2) <u>国又は地方公共団体の職員が防疫活動その</u></p>	<p>(回数駐車券の発行等)</p> <p>第6条の2 市長は、使用者の利便を図るため、<u>宮川駐車場、瀬戸市駅前駐車場及びパルティセと駐車場については、回数駐車券を発行することができる。</u></p> <p><u>2</u> <省略></p> <p>(料金の徴収)</p> <p>第6条の3 <省略></p>

他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不徴収とすることが適当であると認める自動車

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条の3の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、利用者の利便性の向上を図るため東横山駐車場で回数駐車券の使用を可能とすること及び公務等における駐車場の使用料を徴収しないことを規定するに当たり、瀬戸市駐車場条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第17号議案

市道路線の認定について

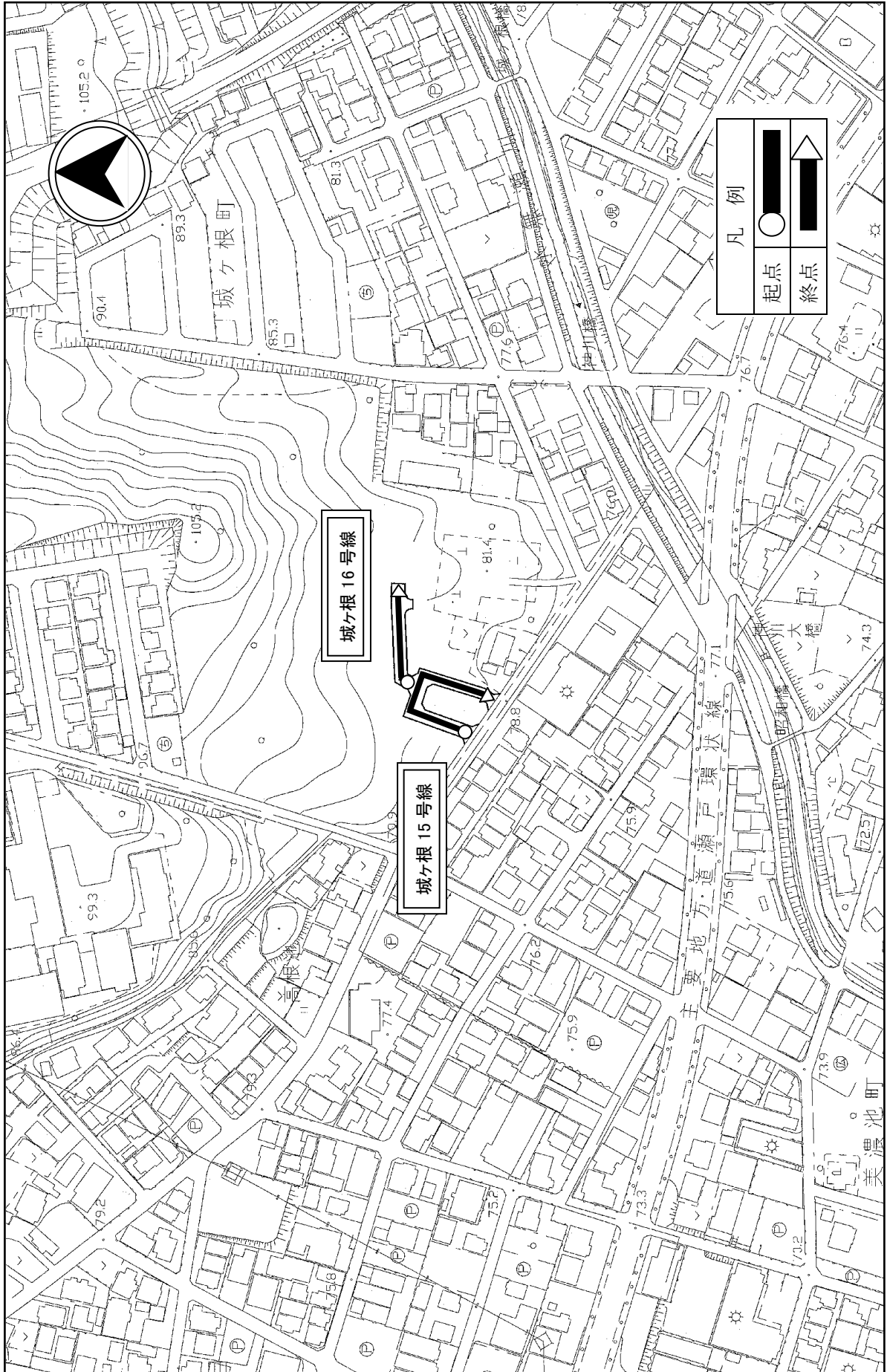
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

路線番号	路線名	起 点
		終 点
07125	城ヶ根15号線	城ヶ根町34番2地先
		城ヶ根町33番1地先
07126	城ヶ根16号線	城ヶ根町42番8地先
		城ヶ根町42番5地先

認定路線図



2年市長提出第18号議案

瀬戸市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

瀬戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年瀬戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、50万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第4項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、50万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、瀬戸市水道事業の設置等に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。